第106回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

令和4年3月15日(火曜日)

出席議員 (12名)	1番	金	澤	孝	良	2番	児	玉	雅	善
	3番	加	古。	京 瑞	樹	4番	千	種	和	英
	5番	小	林	裕	和	6番	廣	利		志
						8番	岡	本	義	次
	9番	金	谷	英	志	10番	Щ	本	幹	雄
	11番	岡	本	安	夫	12番	西	岡		正
	13番	平	岡	きぬ	Ž,					
欠席議員	14番	石	堂		基					
(1名)										
遅刻議員										
(名)										
早退議員 (名)										

事務局出席	議会事務局長 尾 﨑 基 彦 書 記 大 上	千 佳
職員職氏名	書 記 橋 本 倫 法	
	町 長 庵 逧 典 章 副 町 長 坪 内	頼 男
	教 育 長 浅 野 博 之 総務課総務人事 笹 谷	一博
	企画防災課長 江 見 秀 樹 住 民 課 長 山 田	裕彦
	健康福祉課長 長峰 忠 夫 高年介護課長 古 市	宏和
説明のため出席	農林振興課長 松 阪 鉄 矢 商工観光課長 真 岡	伯好
した者の職氏名	建 設 課 長 重 崎 勇 人 上下水道課長 梶 本	周作
(14名)	教 育 課 長 宇 多 雅 弘 生涯学習課長 谷 邑	雅永
	出席者 町長 副町長 教育長 総務課総務人事室長兼財政室長 企画防災課長 住民課長 祉課長 高年介護課長 農林振興課長 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 考生涯学習課長 委員会室待機 税務課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長	牧育課長
欠 席 者	総務課長 幸田和彦 会計課長 和田	始 ————
(2名)		
遅 刻 者		
(名)		
早 退 者		
(友)		
(名)		
議事日程	別 紙 の と お	ŋ

【本日の会議に付した案件】

日 程 第1. 一般質問

追加日程第1.発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議(案)

午前10時00分 開議

副議長(小林裕和君) おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日、石堂議長より体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出が提出され、受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 総務課長より、病気のため、また、会計管理者より体調不良のため欠席届が提出され受 理しております。総務人事室長の代理出席を認めておりますので、報告しておきます。

それでは、直ちに、日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を、 昨日同様に実施していますので、ご理解をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問

副議長(小林裕和君) 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。 通告に基づき順次、議長より指名します。

まず初めに、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番(平岡きぬゑ君) おはようございます。13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、2項目、まず、1項目目は、新型コロナウイルス感染症対策。そして、2項目目に、ジェンダー平等推進と「男女共同参画計画」について、質問を行います。

それでは、まず、最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてを質問します。

猛威を振るうオミクロン株感染者拡大で、町民の命と暮らしを守る取組が求められているところです。そこで、次の点について、町当局の見解をお伺いいたします。

1つ目に、検査体制の拡充などについてです。

- ①つ、無料検査箇所での実態はどうなっていますか。この無料検査箇所というのは、調 剤薬局等、町内での状況です。
- ②つ目に、高齢者施設、医療や介護、教育、保育の現場で感染拡大を防ぐための頻回無料検査の実施と、抗原検査キットを家庭や職場、学校に無料配布する取組についての状況はどうなっていますか。

2項目目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、減免分を全額国が 財政支援することになっております。

そこで、①つとして、国民健康保険税・上下水道料金・公営住宅家賃など、いわゆる公 共料金の減免の状況についてを、実態をお伺いします。 ②つ目に、国民健康保険加入者の傷病手当金の創設を考えてはどうか、伺います。

3項目目に、原油価格高騰やそれに伴う原材料の値上がりなどは、町民生活に大きな影響があります。国としては、原油価格高騰対策として特別交付税措置を講じているところですが、影響が大きい、特に影響の大きい生活困窮者の方、社会福祉施設、タクシー業界など、そうした原油を活用する事業所、農林業関係者などへの支援を考えてはどうか、提案します。状況をお伺いします。

4項目目に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外食産業を中心とした米の需要の減少によって、全国的ですが、米の価格が大幅に下落しております。影響を受けている稲作農家に対し、助成を実施するべきではないか。全国的には対応をしている自治体もあります。そうした、対応をしている自治体では、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を活用されております。この取組、佐用町の場合はどうなのかをお伺いいたします。よろしくご回答お願いします。

副議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) おはようございます。本日も2名の方からのご質問をいただいておりますので、それぞれ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、平岡議員からの新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染は、オミクロン株が年明けから全国的に猛威を振るい感染者数は、依然として高止まりとなっております。

兵庫県におきましても1月中旬頃から増加し始め、現在は一時期に比べますと、かなり減ってきてはおりますが、まだ、1日当たり1,000人以上を超える感染者の確認がされている状況でありまして、皆様におかれましては、これまで同様に、感染対策である3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気などを徹底していただきたいと思います。

そして、ワクチンの接種についてでありますが、先月、2月28日から実施をしております高齢者の皆さん方への計画的な集団接種。そして、また、18歳以上の方につきましても、3月12日から開始をしております。これは個別接種、予約をいただいて、接種をしていただくということで、この3回目の接種につきましても、速やかに接種をしていただくように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ご質問にお答えさせていただきますが、1点目の検査体制の拡充等について。また、無料検査箇所での実態はどうなっているかについて、お答えをさせていただきますが、兵庫県の実施をしております薬局等での検査につきましては、佐用町内におきましては 1 店舗でご利用できるようになっております。今年 1 月 18 日から開始され 2 月 24 日時点で PCR 検査を 6 件、抗原検査を 30 件の利用がありまして、1 日に対応できる人数には制限はございますが、今のところ PCR 検査、抗原検査ともに検査キットが直ちに不足するような状況ではないというふうに聞いております。

次に、高齢者施設、医療や介護、教育、保育の現場で感染拡大を防ぐための頻回無料検査の実施と、抗原検査キットを家庭や職場、学校に無料配布する取組についてということでのご質問でございますが、これは、以前にもお答えをさせていただいているところでありますが、PCR 検査をして仮に陰性であったとしても、その時点が陰性であり、翌日に陽性になる可能性も、当然、あるわけであります。現在の感染の状況から、いつ、どこで感染するかも分かりません。また、現在、医療現場で検査キットが感染者の増加により不足

しているような状況でもあり、現段階で無料配布等の対応については考えておりません。

ワクチン接種と基本的な感染対策を徹底させることが、一番大切だというふうに考えて おります。職場においては日々の検温や体調管理、施設内の消毒等を、改めて、お願いを しているところでございます。

2点目の国保税・上下水道料金・公営住宅家賃など公共料金の減免についてのご質問に お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険の減免につきましては、臨時交付金事業ではなく、国からの財政支援の対象となる新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方に対して減免を実施をしております。財政支援としては、国民健康保険災害等臨時特例補助金で6割、特別交付金で4割、合計、減免額の全額が対象となっております。

次に、水道料金につきましては、一般用の料金が適用される水道の使用者を対象に基本料金相当額を令和2年9月の請求分から、令和3年1月請求分までの間、減免を実施をしたところでございます。

下水道料金につきましては、商工業者応援金の交付決定を受けた方と、交付対象相当と 認められた方を対象に、人数割料金相当額の減免を令和2年7月分から令和3年1月分ま での間、減免を実施をいたしました。

次に、公営住宅家賃については、新型コロナウイルス感染症対策に限定した減免制度ではございませんが、従来の佐用町営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱において、対応ができる場合がございます。また、現在のところ、本町において、新型コロナウイルス感染症による家賃減免については、申請はございません。

次に、介護保険料につきましても、臨時交付金事業ではございませんが、国からの財政 支援の対象となる新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方に対して減免を実施をし ております。財政支援といたしましては、減免額の6割が介護保険災害等臨時特例補助金 として措置されており、残りの4割については、特別調整交付金に算定をされております。

次に、国民健康保険の傷病手当金につきましては、佐用町では国の財政支援の対象となる被用者が新型コロナウイルスに感染又は感染疑いのため仕事を休み、給与の支払いが受けられなかった場合に、一定の要件のもとで支給することといたしております。現在のところ支給の申請実績はございません。

3点目の原油価格高騰に伴う支援について、お答えをさせていただきます。

まず、生活困窮者等への灯油購入費助成などの支援でございますが、特に灯油購入に限定しての補助は行っておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある人の生活・暮らしを支援するために、国の補助事業として、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の支給申請を受け付けており、該当する世帯に対して、10万円の給付金を支給することとなっております。この事業の対象は、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯となっております。

支給対象世帯は、約 1,900 世帯を想定しており、この給付金について、灯油価格の値上がりなどに活用していただければというふうに思うところであります。

社会福祉施設については、大きな影響はないと考えているために、特段の支援は考えておりませんが、今後必要が生じた際は支援ができるように検討してまいります。

また、タクシー業界への支援についてでございますが、兵庫県では、地方創生臨時交付金を財源として、厳しい経営状況にありながらも、感染拡大防止対策を講じながら運行を継続している地域公共交通事業者を支援する制度が創設をされました。

本町におきましても、当制度に随伴して、地域鉄道事業者である智頭急行、路線バス事業者である株式会社ウエスト神姫への補助金の支給のほか、タクシー事業者に対しても補

助制度を実施しております。なお、タクシー事業者につきましては、県制度では感染対策にかかった費用の一部を1台当たり上限7,000円支給をしておりますが、本町におきましては燃料高騰の影響なども鑑み、1台当たり3万円を支給するとともに、県では対象外となっております介護タクシー事業者へも支援を行っているところでございます。

次に、農林業関係者で原油高騰の影響をもっとも受けやすい農家は、施設園芸農家となりますが、国の対策として、施設園芸セーフティネット構築事業による支援がございます。この制度は、いつ起こるかわからない燃料高騰に備えるために、二重カーテンやヒートポンプの設置など省エネ化に取り組む計画を立て、実行することで、自らの積立金と国の積立金で、高騰による補填金が交付される制度でございます。このたびの燃料高騰で、この支援策を町内の施設園芸農家さんに紹介をさせていただきましたが、残念ながら、これに取り組む農家さんはございませんでした。ただ単に高騰したから補填するのではなくて、次への対策を見据えた制度加入を推進してまいりたいというふうに考えております。

続いて、4点目の米価の下落に対する新型コロナウイルス感染対応臨時交付金を活用した農家支援の取組への要求についてということでございますが、令和3年の米価は全国的に値下がりしており、JA 兵庫西管内における令和3年産のうるち米の価格につきましても、仮渡金で、前年産の価格に比べ30キロで950円下がっております。

この米価の下落に対しては、水田の畑作物への転換が進められている中では、国、県レベルでの価格補填は行われず、各市町村にて、水稲栽培継続の意欲の低下を防ぐため、次期作の種子補助、販路の拡大経費の支援等による次期作の応援金として、1 反あたり 1,000円から1万円の支援が行われておりますことは、私も承知をいたしております。今のところ、兵庫県下でも宍粟市と丹波篠山市で実施をされており、近隣では美作市でも行われていることを承知しております。

これらの支援制度でございますが、宍粟市においては 1 反当たり 8,000 円、丹波篠山市においては 1 反当たり 3,000 円、美作市においては 60 キログラムあたり 1,300 円ということで、1 反当りに換算しますと 1 万 920 円ぐらいの計算となり、これが交付されております。

美作市においては、JA 兵庫西のような特別支援金、これはキロ当たり 400 円の支援が行われているわけですけれども、この支援がないために、市独自の交付金が高く設定されているというふうに考えられます。

いずれの場合も対象面積は、自家消費分の1反分を差し引いた面積となっております。 全国的には、価格の下落率が前年度比の20%以上だったり、価格が1,300円以上の大幅な 値下げとなった場合が多く、また、交付の対象とする作付面積規模も、倉敷市や鳥取市の ように3反以上の作付け規模を要件としているところもあります。

現在、佐用町といたしましても、この米価下落の農家支援といたしましては、臨時交付金等も活用をしての、支援策を検討をしているところでございます。ただ、町といたしましては、以前から皆さんにもお話をさせていただいておりますとおり、ほかの市町にはない、町独自の制度として、担い手事業者に対しまして、担い手の農業者に対しまして、農地の借受に対して、農地の担い手補助金、農地補助金を、これ支給をしております。

専業農家といいますか、大規模農家に対しましては、1反当たり1万円。その他の1へクタール以上を耕作されている農家に対しましては、1反当たり8,000円ということで、これは、かなり長く、そういう事業を、毎年、補助を行っているところでありまして、さらに、この米価の下落によって、農業意欲、生産意欲が損なわれていくということに対して、何とか農業経営の安定と意欲の向上を持っていただくために、この農業、米の生産によって、生計を立てておられる方、そういう方に対しての現在の佐用町の補助制度、これの拡充といいますか、上乗せ等について、今、検討をさせているところであります。

また、国の制度ではございますが、米、畑作物の収入変動に対する補填といたしましては、収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策において、過去の平均収入を下回った場合に、収入減の9割まで補填される制度がございます。これは、農業共済では、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下などの農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する収入保険制度もあり、既に大型農家におきましては、これに加入をされ、今回のような場合にも備えをされております。

令和4年度の米価につきましても、生産量の規模次第では、さらなる価格の低迷も予想もされますので、今回の様な米価下落に対しての備えとして、先に述べましたような制度の周知、加入の推進も併せて図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 検査の関係について伺います。

無料の検査箇所ということで、佐用町の1つの店舗の薬局で無料検査が行われたという報告だったんですけれど、その中で、いろいろ、キットが医療関係でも不足している状況があるという報告も併せてありました。最初の質問の中で、家庭や職場に無料配布する取組についてどうかという質問に対して、そういうキットが不足しているという報告だったんですけれど、国に対して、全国知事会のほうが、要望書を2月の段階で上げておられる中で、指摘されている、このキットの関係なんですけれど、全国の小中学校等に配布されている抗原検査キットについて、使用期限の経過により廃棄される例が相次いでいるということで、期限到来前に有効活用を図るように、そういう要望書を上げておられるんですね。これは、実態として、ちょっと、要望書を見て、私がびっくりしたんですけれど、佐用町では、そういうような実態があるんでしょうか。キットが滞留していて、使われないまま、そういう期限を迎えているような実態はあるんですか。伺います。

〔教育課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) はい、お答えいたします。

小中学校への抗原検査キットの配布でございますけども、今、議員さんがおっしゃいましたように、昨年の第5波を受けまして、政府から全国の小中学校に、抗原検査の簡易キットが配布されました。佐用町におきましては、60回分の簡易キットが配布されまして、各小中学校のほうに、配布をしております。

ただ、この検査キットにつきましては、もともと、発熱があったりとか、喉が痛いとかいう諸症状がある方については、学校に来ずに休んでください。教師も生徒も児童もいうのが原則でございまして、学校に来てから、そういった症状が出た場合に、非常用に使うものでございます。

ただ、学校で、そういった症状が出た場合であっても、直ちに帰宅をして、また、児童・ 生徒の場合でしたら、保護者に迎えに来ていただいて、すぐに帰っていただく。そして、 医療機関に受診していただくというのが原則でございます。

それが、できない場合、そういった医療機関がない場合に、この簡易キットを使っても

いいですよというものでございました。

で、状況としては、昨年、配布してから、このキットを使う事態には至っておりません。 学校のほうでも、先ほど、申し上げたように、諸症状があった場合には、学校を休んで くださいという指導を徹底させていただいておりますので、幸い、このキットを使うこと はございませんでした。

ですので、簡易キットは、1月末に大体のキットは使用期限を迎えておりますので、使用のほうは、もうこれ以上はできない。廃棄になるということではございます。

ただ、医療機関等からのお申し出、そのキットを使いたいという申出も、この機会には ございませんでした。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 2月の全国知事会の要望書もそうなんですけれど、今朝の、私も読んでいる新聞にも、東京の例が紹介されてありまして、結果的に賞味期限というか、使える期限が非常に短くて、先ほど、答弁にあったように、1月末で、それを使えないという事態なので、いわゆる廃棄したという報告で、やり方に対して、非常に問題があるんじゃないかという指摘がされていました。

佐用町も同じような状態だということを、今、初めて聞いたんですけれど、以前、今は、かなり落ち着いてはいますけれど、検査が必要だといった時に、そのキットがどこかにないかというふうに、医療関係でも不足しているということが、言われていた時もありましたので、そのへんの医療現場とか、国から下りてきた、そういう在庫がある。学校に、廃棄処分しなければならないような事態になっているような状態なんかの、何と言いますか、きちんとした、有効に活用できる、そういうものは、今回、そういう事態ですけれど、まだまだ、コロナ感染については、新しいタイプのものも出ているやに、情報としてあります。

これからのこともあるので、そういった検査のものについて、扱いなどについて、賞味期限が来るまでの、まだ、十分に対応できる状態の時に対応すべきだと思うんですけれど、そのへんは、今回の状況を受けて、反省と、それから、これからのあり方については、どのように考えておられますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えいたします。

ただ今、佐用町内で1か所の薬局でPCR検査、抗原検査等実施をしておりますが、これにつきましては、兵庫県が実施をしておる検査でございます。

この検査の目的といたしましては、ワクチン検査パッケージ定着促進ということで、経済活動を停滞させることがないようにということで、例えば、イベントでありますとか、食事でありますとか、旅行でありますとか、そういった時に陰性の方、陽性ではないという方が、そういうイベントに参加するために検査を利用するということと、それから、もう1点は、まん延、感染が増加傾向にあるという時に不安を感じる方が、検査をするということで、そういう部分での検査でございまして、片や医療機関では発熱があるとか、も

しかしたら陽性であるとか、濃厚接触者であるとかということで、その方が感染している かどうかということを検査する目的のための検査でございます。

それで、この薬局等でしている検査でございますけれども、PCR 検査につきましては、 検体を取ってから検査結果が出るまでに1日、もしくは2日間かかるということと、あと 証明書がいただけるんですけれども、その証明書の有効期限が検体を取ってから3日間と いうことになってございます。

あと、抗原検査につきましては、その日のうちに、15分から30分ぐらいの後に判定結果が出るんですけれども、その証明の有効期限については、検体を取ってから1日間ということになってございますので、例え、陰性になりましても、その期間がずっと陰性であるという証明にはなりませんので、先ほど、検査キットの期限が切れるというようなこともありますけれども、実際に、活動されている方の体の状態が陽性なのか、陰性なのかということを判別するための目的でございますので、その目的に合ったキットの使い方という部分でありますと、必要な方が、濃厚接触でありますとか、陽性であるとかという部分でご使用になるというところの医療機関。

それから、先ほど、言いました県が実施している検査というふうなことがありますので、 そういう部分で、そういう目的で考えていただければなというふうに思っております。以 上です。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) キットの検査の結果ではなくて、私は、資源であるキットそのもの を必要とするところに、きちっと回るように。

今のやり方だと、まずいだけではなくて、税金の無駄遣いですので、そこらへんは、きちんと県なり国なり、きちんとしてもらうように意見は上げるべきだと思うんですね。それを、聞いたんです。

[町長 挙手]

副議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 国の対策として、そうした検査ということが、先ほど言いましたように、全てじゃないんですけれども、学校等についても、現場において、それができるような体制づくり、これが無駄になるかどうか。無駄になったほうがいいという場合もありますから、それは、やむを得ない。

学校に来たものを、それを、そうしたキットの期限を来ていないものを、ほかに全くないんだったら、検査をする医療機関にも全然ない。町内で探しているということであれば、連携も取れますけれども、学校は、その間、あるかどうか分からないから、それも全体で60本、そんなに無茶苦茶なたくさんの物が来ているわけではないんです。だから、それが、最終的に無駄に使わずに破棄になったからといって、それをしなかったから、どうのこうのと言われるほどの問題ではないと、私は思います。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13 番(平岡きぬゑ君) 佐用町では、わずかなあれかもしれないですけれど、全国的には、 すごい多くの問題がある課題だなと思いましたので、いろいろ町長も県に出向かれますし、 町村会でも、県の知事会とか、そういうのを要望書を全国に上げておられるんですから、 そういうような立場に立って、また、意見も上げていってほしいと思います。

で、キットが不足していた時期があったんですよ。医療機関でも、なかなか、検査、発 熱外来で、それは厳しんだというようなことも、私は、聞いたことありましたからね。そ の当時。今ではないですけれど。

ですから、そこらへんが、巡回がうまくなるように、スムーズになるように、これからのことですから、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、その点については、コロナ感染については、以上にします。

では、2つ目の質問をします。

2番目です。ジェンダー平等推進と「男女共同参画計画」について、ジェンダー平等を 進める施策の根拠法として、男女共同参画社会基本法がありますが、佐用町では第2次男 女共同参画推進計画の改定が進められ、今議会に提案されているところです。

今後5年間の施策を定める計画で、ジェンダー平等社会の実現を目指す実効性ある計画にするために、前回の成果目標の達成状況や取組の進捗状況はどうであったか。それに基づき、さらなる取組をすることができているかどうかについて、伺いしたいと思います。

まず、1つとしては、先ほどの質問にも共通しますが、コロナ禍による女性の課題はどのように反映されたのでしょうか。

その①つとして、失業や生活不安対策。

- ②つ目に、DV の増加が危惧されておりますが、対策と人権を守る取組は。
- ③つ目に、女性の自殺が増加していると、これは全国的な傾向ですが、それに対する対策。
- ④つ目に、生理の貧困問題への対策として、兵庫県教育委員会が「生理用品をトイレに」の声に県立学校に働きかけて、設置や検討する学校が 171 校中 77 校に増えています。また、近隣自治体では宍粟市での設置の動きもあります。これは、予算化されたとお聞きしました。さらに、上郡町でも設置するということもお聞きしています。佐用町で小中学校への設置を検討されてはどうでしょうか。
 - 2つ目に、政策決定への女性の参加促進はどこまで進んだのかを伺います。
 - ①、管理職への登用は、30%目標を達成したのかどうか。
 - ②つ目に、防災・復興政策などの意見決定に女性の参画はできたか。

最後に、3点目として、全国各地で主体的な取組が展開されておりますが、男女共同参画センターとの連携を含め人材育成の教育や研修の取組はどうだったのか。

以上、よろしくお願いいたします。

副議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、平岡議員からの2つ目のご質問でございますジェンダー 平等推進と「男女共同参画計画」について、お答えをさせていただきます。

佐用町での初めての男女共同参画推進計画は、平成 29 年度からの 5 年間を期間と定め、 取組を進めてまいりました。この計画の元となっております男女共同参画社会基本法には、 男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会とあります。佐用町では、男女共同参画の推進は、「人権課題の1つ」として捉え、女性の活躍を推進することはもとより、高齢者、子供たち、障がいのある方など、性別も国籍も関係なく全ての人たちがいきいきと暮らしていける社会の実現を目指しています。

この計画の推進状況につきましては、毎年、役場職員の室長級で組織したワーキングチームから推進状況の報告を受け、計画の取組を進めてまいりました。この結果、全体的に見ますと、少しづつではありますが、おおむね、どの項目においても取組が行えており、今まで女性の委員がいらっしゃらなかった委員会に女性の委員が任命されるなど、芽が出て、葉が広がっているように思えます。しかしながら、まだまだ、当然、十分ではございません。これからも男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や支援を続けてまいります。

それでは、1点目のコロナ禍による女性の課題はどのように反映されたのかについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経過し、経済社会活動が大きく制約され、 生活の基礎である雇用や働き方に大きな影響が及んでいることは言うまでもございません。 ご質問のコロナ禍による女性の課題はどのように反映されたのか。失業や生活不安対策な どについてでございますが、担当課に生活困窮などの相談事例が幾つかございます。ご相 談があれば保健師等が面談や電話などできめ細かな対応し、必要であれば町や龍野健康福 祉事務所の実施する「こころのケア相談」など、専門相談につなげて対応させていただい ております。

②つ目の DV の増加が危惧されるが、対策と人権を守る取組はについてでございますが、 コロナ禍において生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加により DV 相談件 数が増加した女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念をされているところでございます。

佐用町におきましては、令和2年度で8件、令和3年度で4件のDV 相談がございましたが、これらは通常のDV 相談となっておりコロナ禍に関連する相談ではございませんでした。DV 被害者が誰にも言えずに、ひとりで悩みを抱え込むことのないように、まずは相談できる場があることを知っていただくため、「知ってくださいDV あなたを守る携帯リーフレット」を作成をし、相談窓口として役場だけでなく兵庫県の女性家庭センター悩みのホットラインや女性のためのなやみ相談、女性の人権ホットライン等を紹介をし、役場窓口のカウンターやトイレにも設置して啓発に努めております。

③つ目の女性の自殺が増加しているが、対策はということについてでございますが、令和3年度版自殺対策白書によりますと、男性の自殺者数は11年連続で減少した一方、女性は増加しているということであります。女性の自殺の原因や動機は職場環境の変化や人間関係などの勤務問題が最も増えていることなどから新型コロナウイルス感染拡大による労働環境の変化が関連している可能性があるというふうに指摘をされております。

一方、佐用町の自殺者の現状につきましては、平成30年が8人、令和元年度が2人、令和2年度は3人というふうになっておりまして、男女比では男性の方が多くなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大を要因とした因果関係は特に認められませんでした。

佐用町における取組でございますが令和2年度に佐用町第2次自殺対策計画を策定をし、 年間自殺死亡者数を限りなくゼロに近づけることを目標として、自殺防止に向けた取組を 推進しております。相談窓口の周知や啓発としてポケットサイズの「あなたを守る相談カ ード ひとりで悩まず相談してください」を作成をし、役場カウンター等に設置をしてお ります。また、庁舎内でリスクに気づいた時は保健師につなぐなど、ネットワークを強化 して、包括的な町民の支援体制を整えるように努めております。 ④つ目の生理の貧困問題への対策ということについてでありますが、小中学校トイレに 生理用品を設置することのご質問でありますが、昨年の6月議会でも関連したご質問をい ただいており、同様の内容となりますが、お答えをさせていただきます。

小中学校では、生理用品は児童生徒が各自で持参するようにしております。しかし、発達段階にあるために、急な体調の変化や忘れた場合に対応できるように、生理用品をはじめ下着や制服等についても保健室に備えております。

このたびのご質問を受け、再度、各学校にその状況を確認をしましたところ、特に、コロナ禍の影響で購入ができない家庭があったり、児童生徒から、トイレに設置してほしいという声は把握していないとのことでございました。

また、保健室での配布については、単に配布するだけでなく、成長期の不安や、学校や家庭での悩みを聞く機会にもなっているとのことであり、児童生徒とつながり、心のケアに結びつく大切な場に位置づけております。こうしたことから、今後も、生理用品等については、保健室に備え、必要な時は抵抗感なく相談できる信頼関係を築いていきたいというふうに考えております。

2点目の政策決定への女性の参加促進はどこまで進んだかということについて、お答えをさせていただきます。

まず、管理職への登用は、30%目標は達成できたかということでございますが、女性職員の管理職への登用につきましては、男女共同参画の観点から、町としても、できる限り管理職の登用についての推進は行っております。

佐用町におきましては、現在の職員数 243 名のうち、女性職員は 86 名であり、約 35% となっておりますが、この中には、技能労務職、また、保育士などの専門職も含まれておりますので、それら専門職を除く一般事務職員で集計をいたしますと 171 名の職員のうち、女性は 32 名となっており、その割合は約 19%でございます。

このことから、議員ご指摘の管理職への登用 30%という国が設定する目標は、当町においては、そもそも達成困難な状況でございます。

また、家庭生活との両立、人材育成の機会の不足、採用当初からの管理職への道筋等の、そういう準備もできていない場合もございますので、社会全体における固定的な性別役割分担意識などの理由、そういう点もあり、数値目標は、当然、現在、佐用町におきましては、達成ができておりません。

職員の採用においては、直近3年間の専門職等を除いた女性職員の採用割合は約17%となっており、女性職員の積極的な採用についても意識をしながら採用活動を行っておりますが、現実として、直ちに数値が向上するといった状況でもございません。

今後も女性活躍推進法に基づく佐用町特定事業主行動計画に基づき、引き続き、取り組んでまいりますが、管理職の登用や職員の採用については、目先の数値にとらわれず、地域の実情や職員の適正・能力・勤務年数等総合的に判断することが大切だというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、お願いいたします。

次に、防災・復興政策への女性の参画ということについてでありますが、平成 29 年度に地域防災計画の改定のために開催をいたしました佐用町防災会議におきましては、委員 44 名中、4名が女性委員で、保健師、保育士、民生委員児童委員、町ボランティア連絡会などから各1名ずつの選出でありました。選出委員の大半が、各行政機関の代表や、各種団体の長、並びに、電力・通信・交通・運輸等の各インフラを担う企業の代表者等において占められていたために、男性の比率がどうしても高くなる傾向がございました。なお、令和4年度におきましても、地域防災計画改定のために、町防災会議の開催も計画しておりますので、可能な限り女性の方にも参画いただけるように、努めてまいりいたいと考えております。

3点目の全国各地で主体的な取組が展開されているが、男女共同参画センターとの連携を含め人材育成の教育や研修の取組についてはどうかについてお答えをさせていただきます。

生涯学習課では、毎年「出張!女性のための働き方セミナー」として、キャリアコンサルタントなどの資格をもつ相談員を兵庫県立男女共同参画センターから派遣をいただいて、少人数制のセミナーを開催をしております。また、女性のためのチャレンジ相談として、社会保険労務士などの有資格者による、それぞれの悩みや不安に沿った個別相談会も開催をしております。このほかにも、例えば、今年度、開催をいたしました「老若男女みんなで考える地域の防災減災」講演会や、まちづくりセミナー「だれもが自分らしく生きるために」の講師の紹介などを依頼し、男女共同参画について、広く研修も行っております。

また、男女共同参画に関する情報やオンライン相談に関する情報なども町民の皆様にも 提供させていただいております。

誰もが仕事や家庭生活を両立しながら、それぞれの力を十分に発揮することはもちろん、女性の社会での活躍を受け入れ、互いに助け合う社会の醸成を目指し、これからも男女共同参画センターと連携をしつつ、取組を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 先ほど、質問の中の、たくさんありましたけれど、生理用品の学校 への配置について、具体的に県立学校で設置の学校が増えてきていることや、近隣自治体 の具体的な自治体名も挙げて紹介させていただきました。

そもそも、この関係については、ある兵庫県の女性の方が、初めてというか、従来から 課題ではあるんですけれど、声を上げられて無償配布、それと課税撤廃を求めるという、 そういう請願を国に対して上げるというような運動を始められました。それが、去年、2021 年3月のことなので、それから全国的に、この問題について、お互いに勉強しながら増え てきています。その理解が深まって設置する自治体が増えてきたということで、国のほう も、この私が前回取り上げさせていただいたのは、政府が貧困対策として、コロナの中で、 生理用品も購入できない、そういう女性がいることに対して、国として対応しましょう。 いわゆる臨時的な対応なんですけれど、そういうことでスタートしています。

実際、地方自治体として、国が調査した、去年5月に1回目の調査では、全国で581団体ですね。それから、その後、また、増えてきています。調査をした結果は、そういうふうになってきているんですね。

ここで言いたいのは、先ほどのジェンダー平等で、男女共同参画、女性も男性もともに、自分たちの持っている力が発揮できるようにということで、計画がつくられるんですが、特に、女性の場合は、生理的な面で男性とは違って、経済的にも、その生理用品の購入というのは、初めて声を上げられた人が計算して、訴えられているんですけれど、生涯で平均して 35 年から 40 年間として、その期間に支出される購入費用は約 60 万円。男性には必要ないお金が必要だと、そういうようなことも含めて、訴えられているんですね。それで、兵庫県内だけではなくて、奈良県、群馬県、いろいろ、沖縄もそうですけれど、広がってきています。

先ほど、小中学校では、保健室に設置という点は、全国どこも共通した経過だったんで

すけれども、その保健室ではなくて、トイレの設置を求めることについて、まず、声がなかったとかいう、改めて調査されたというのは、養護の先生なんでしょうか。それとも、子供たち対してアンケートを取るとか、具体的な子供の生の声を聞いた、そういう結果だったんですか。その点だけ、もう一度、確認させてください。

〔教育課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) 学校では、その養護の先生、女性の教員等から、聞き取った内容で ございます。

常日頃から、児童生徒に対しては、女性の教職員、養護教諭が、いろんな面でケアして おりますので、そういった内容も聞いた上での、今、申し上げた結果内容でございます。

〔平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) デリケートな問題ですから、なかなかなんですけれども、男女平等 の、そういう観点から見ても、女性特有の、そうした課題について、男性も共通した認識 に立っていただいて、ぜひ、そのトイレにトイレットペーパーが日常的に置いてあるよう に、生理用品も置かれる方向にしてほしいなと。提案でもありますし、ぜひ前回と回答が 変わらない回答だったんですけれども、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

ジェンダー平等の立場から、そういうことを言いたいんですね。

そこらへん、まず、災害用備品なんかは、一応、整理できていますけれども、それだけ に限らず、日常的な対応として、していってほしいと思います。

お金が、そんなにかかる。経済的に個々の対応というのが当たり前だというとらまえ方だと思うんですけれども、この関係は、いわゆる社会的に、私は、認知されている状況ではないかというふうに思っています。ですので、佐用町も決して、ほかの町に劣るといったらあれですけれど、そういうことが、普通に行わられるような、そういう町になってほしいので、改めて検討して、設置していただきたいと思います。

内容的には、認識として、どうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) お金の面でどうということではないということは、十分分かっております。

ただ、今、平岡議員もずっと言われますジェンダー平等、そうした男女が同じようにという。ただ、そういう中にあって、一方では、女性のそうした特性、女性だから、そうした生理というものが、それに対して対応しなきゃいけないと。それを、学校の現場としても、やはり、それは男女平等だから、男性と同じようにじゃなくって、特に、小中学校、非常に子供たちの発達段階が、ちょうど、そういう非常に思春期になってきて、いろんな心の面でも不安定な問題、そして、生理に対しても、やはり子供にとっては、非常に不安なと

ころもあり、それを学校として、きちっと、相談も受け、ケアもすると、そういう中で、その生理用品についても、ちゃんと手当てをしたり、生理用品だけじゃなくって、下着が汚れたら下着とか、また、そんなものも全て学校も用意してケアをすると。それのほうが、よっぽど、私は、この社会の中で、しっかりと、そうした女性の立場も考えて、ケアをしていくと。

私は、その学校が、こういう対応をしていますと聞いて、私は、それのほうが、ただ単に、ただで、いつでも、どこでも使ってくださいよといって、物だけ置いて、それで、平等だとか何とかと言っているよりか、よほど、それのほうが、私は、佐用町として、そういう取組であれば、全国的にも、そういうふうにすべきだと、私は思います。

だから、私は、学校の対応について、それは、それでいいと、それのほうが、子供たちにとってなり、一番安心してできる状況だということであり、平岡さんが言われるように、トイレットペーパーと同じように、全部置いておいたらいいんだというような問題ではないと思います。

〔教育長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 浅野教育長。

教育長(浅野博之君) 先ほど、町長も言われましたように、学校現場としては、やっぱり、 保健室に来るのを、一つのいい機会として、心のケアに努めておりますので、何も生理用 品だけで悩んでいるわけではなしに、やっぱり家庭の環境であったり、いろんな悩みがあ ると思いますので、そういった心のケアをする場として、保健室において、そういう相談 に乗ると。

また、どんなことでも、いじめでもそうですが、1人で悩みを抱え込まないというのが、やっぱり大事なので、誰かに、やっぱり相談するということを、やっぱり子供たちにも、そういう姿勢をつけていかなあかんと思いますので、誰でも取れる状態にあるという、利用できる状態にあるというよりは、やはり自分から、やっぱり悩みを相談するという、そういう姿勢も大事、育てていかな駄目だなというふうには思っておりますので、学校としては、保健室に置くということは、貴重な時間を持っているというふうに捉えております。

「平岡君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) そういうお考えが変わらないというのは、よく分かりましたけれども、ですがですね、本当に深刻な悩みじゃないですか。子供たち。ほかから思ったら大したことないというような悩みでも、子供にとっては、本当に深刻な、本人にとっては悩みだったりすることについて、保健室に行くまでに、ちょうど生理用品が必要になる多感な時期に、私は、商品、物を置くだけではなくて、先ほど、質問の中にあった DV であるとか、女性の自殺問題、それから、生活不安の問題などなど、トイレに、確かにカードは置いてありますけれども、生理用品も置いて、そうした相談窓口のことも、お知らせも入れるような形で、いろいろ、所によっては工夫されております。

物をポンと置くというだけではなくて、言われるように、相談に結びつくような形で、 具体的には生理用品を、まずは学校、小中学校の施設。そして、公共施設に置くというこ となんですね。 ですから、決して、別々の問題ではなくて、それを入り口にして、相談がしやすい。そういう手段として、とらまえてもいただきたいなと思います。

保健室に行くという、行って相談したらええやないかという、そうではなくて、ちゃんと、子供たちが自主的に行けるような、そういう機会もつくってあげて、そして、その子供たちに寄り添えるような対応として、私は、これは、ぜひ佐用町は、今までと変わらないという答弁は、今日は、そうでしたけれども、考えていただきたいということを重ねて発言しまして、今日の質問を終わります。

副議長(小林裕和君) 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴してい ただきますよう、お願いをします。

続いて、2番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

[2番 児玉雅善君 登壇]

2番(児玉雅善君) 2番議席、日本共産党の児玉です。

本日は、昨日の廣利議員がされました太陽光発電に関してと、それと、2番目に利神城の登山道等の整備について。3番目に空き家バンクの状況を問う。以上、3点について、質問させていただきます。

まず、この場では、太陽光発電施設設置に関する条例制定の必要性を問うと題しまして、 質問させていただきます。

近年、本町内においても、すさまじい勢いで太陽光発電施設の設置が進んでいます。気がついたら、周りをパネルで取り囲まれているという事態にもなりかねない状況です。兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例によると、事業区域が 5,000 平米以上の設置工事及び増設工事は届け出が必要と定められていますが、県の条例だけで自然・環境が守ることができるのか。独自の条例で規制する自治体が県内でも増えています。

そこで、現在進行している早瀬での太陽光発電施設建設について、経緯と現状を、まず、 お尋ねします。

- 1、用地の所有者、施工者、伐採届の提出日、その提出者と伐採の面積、伐採の目的、伐採後の土地の使用目的をお聞かせください。
 - 2番目に、伐採工事が完了したのはいつか。
 - 3、太陽光発電施設設置計画を町が把握したのはいつか。
 - 4、太陽光発電施設の面積と発電能力は幾らか。そして、事業者は誰か。

地元住民に対して業者の説明会が開かれたのはいつで、その出席者数はどうなったか。 また、地元との協議はまとまったのか。

用地の整地工事が始まったのはいつで、敷地内の一部にパネルが設置されたのはいつか。 太陽光発電施設設置の届けが県に提出されたのはいつか。

昨年末以来、工事がたびたび中断されています。現在も中断しています。県が中断させたと聞いていますが、その中断させた根拠はどんなものなのかお聞かせください。

届けの提出前にパネルを設置したのは明らかに県条例違反であり、違法工事であると思いますが、これについて見解をお聞かせください。

違法で無秩序な工事を防ぐためにも、町独自の条例が必要と思うが見解をお聞かせください。

追加の質問、また、再質問、その他の質問は、所定席からさせていただきます。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、児玉議員からの太陽光発電施設設置に関する条例制定の 必要性等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨日の廣利議員からのご質問について、ご答弁させていただきましたけれども、 兵庫県では、平成30年10月に、5,000平米以上の太陽光発電施設について、施設建設に 伴い、景観または眺望の阻害、住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下や、 設置計画の近隣への説明不足等によるトラブルが問題となっていることから、施設等の設 置及び管理に関する必要な事項を定めて、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」が制定をされ、届出が義務づけら れております。

この届出を行う場合の届出窓口として町の建設課が受付を行いまして、その計画の内容等については、県の建築指導課が審査を行い、必要な場合は、指導や助言を行っているという状況であります。

それでは、1点目の用地の所有者、施工者、伐採届の提出日、提出者と伐採面積、伐採の目的、伐採後の土地の使用目的と、2点目の伐採工事が完了したのはいつかということにつきましては、当然、関連がありますので、併せて回答をさせていただきます。

ご質問の用地の所有者、施工者など申請者が特定できる情報については、個人情報に関する内容でありますので、回答は控えさせていただきます。伐採届は、当初が、令和元年5月に届出があり、その後、令和2年1月に変更届が提出されており、伐採面積は1.15~クタールで、伐採後の使用目的は、太陽光発電施設の設置と記載をされております。

次に、伐採工事の完了でございますが、伐採届によりますと令和元年 10 月 25 日ということになっております。

次に、3点目の太陽光発電施設設置計画を町が把握したのはいつかということにつきましては、現在の事業者の太陽光発電施設の設置について把握したのは令和3年4月でございます。

次に、4点目の太陽光発電施設の面積と発電能力と事業者は誰かということについてでありますが、現在のところ、事業実施計画書が提出をされていないために、その確認はできておりません。

次に、5点目の地元住民に対する業者の説明会が開かれたのはいつで、出席者数は、また、地元との協議はまとまったのかということにつきましては、地元説明会につきましては、令和3年11月22日に、事業者が地元自治会役員を対象に開催したというふうに聞いておりますが、出席者数は分かりません。また、地元との協議は、現在も継続中というふうに聞いております。

次に、6点目の用地の整地工事が始まったのはいつで、敷地内の一部にパネルが設置されたのはいつかにつきましては、令和3年の8月に、事業者と兵庫県及び町との協議の上、防災工事として、開始をされております。パネルの設置につきましては、町では令和3年12月17日に確認をしております。

7点目の太陽光発電施設設置の届けが県に提出されたのはいつかということでありますが、県条例による太陽光発電施設等の事業計画の届出手続きは、確認をした令和4年3月 10日現在で、届出の受理は行われていないとのことでございます。

また、8点目の工事中断の根拠と届出前のパネル設置への見解につきましては、工事の中断は、関連法令による届出の手続きが完了していないことについて、令和4年1月25日

付で、県建築指導課から工事停止の警告、及びまちづくり建築第2課から工事停止の勧告 が出されているというふうに聞いております。

10 点目の町独自の条例についてということでありますが、平成 30 年 12 月のご質問でもお答えをさせていただいたところでありますが、改めて答弁させていただきます。

兵庫県が制定している太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例や同施行規則や、また、運用マニュアル等において、景観保護及び防災対策などについて、指導、助言を行うことができるということとなっております。

また、開発行為の内容の審査につきましても、県の専門知識を持った関係課により、計画内容や現地を確認し、必要な場合は、当然、指導、勧告等も行っております。

このようなことから、町及び県それぞれの役割分担の中で、関係部署と一層、連携を密にして法令、また、条例に基づき対応していくものでありまして、昨日の廣利議員のご質問にもお答えをさせていただいたところでありますが、町として、独自にそうした規制の条例等を制定をしても、当然、町の条例をつくった以上は、責任を持って、当然、太陽光発電についての基準に基づいて技術審査、それから、他法令であります宅地造成規制法地域であれば、宅地造成としての審査、森林法であれば、森林法に基づく審査、これをしっかりと責任を持って行わなければなりません。

で、ただ、これには、やっぱり審査する上では、そうした業務において、資格を持った 職員が、当然、最終的には当たらないと、県におきましては、建築指導課によれば、建築 士でありますとか、そうした資格を持った専門職が、これに当たっているわけであります。

県が条例制定された時に、町としての条例がつくれないといいますか、つくらない理由 として、その時にも申し上げましたけれども、町の今の体制、職員では、そうした専門職 はおりません。専門職がいないのに、条例を制定して、そうした誰が審査をするのか。逆 に、そのために、県にそうした機関があり、そうした部署があるわけで、そこが、やっぱ りしっかりと対応を、審査をしていただく、適切な指導、勧告をしていただく、そして、 太陽光をつくってはいけないのではなくて、太陽光というのも、これからも必要であれば、 それは、適切な形で施工なり施設をつくっていただく。そういう形になりますので、町独 自といいますか、自治体で条例をつくられているところがありますけれども、それは、ほ とんどの場合が、市というような、中に建築士の採用をしていたりというようなところで はないかと思いますけれども、1,000 平米以上というところが多いんですけれども、例え ば、1,000平米というような基準をつくれば、県としては、町で全て審査をしてくださいと いう、これの形に現在なっております。それは、5,000平米以上も含めて、町が条例をつく った以上は、それぞれの自治体、佐用町でいえば、佐用町で技術審査もしてくださいとい うような建前になっておりますので、これは、やはり、県でしっかりと審査していただく べきだということで、佐用町での条例制定は考えていないということになりますので、よ ろしくお願いしたいと思います。以上です。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) 条例制定云々については、ちょっと後にさせていただきまして、まず、具体的に現場の自治会の方からの意見等も踏まえまして、ちょっと述べさせていただきます。

まず、今の違法状態ですね、申し上げますと、今、工事が止まっていますけれども、これ雨期に入りますと、梅雨に入っていったりすると、どんどん、どんどん土砂が流れてい

って、下に水路が走って、それから里道が走って、さらに国道、それから、JR も走っています。地元の、水路が詰まりますと、地元の農作物等にも甚大な被害が出てきます。この土砂流出、この雨期に入る前に、せめて、防災工事だけでも先行させてやらすことはできないでしょうか。その点、どうでしょう。

〔建設課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、まず、防災工事ということで、仮ですが、 工事を行っております。

その後、まだ、工事は止まっておりますが、実際、県のほうから具体的に指導なり、資料の提出をされておりまして、その中には、例えば、排水計画、雨が降った時に水の処理をどういうふうにするのか。その処理の容量が足りておるのか。そういったところの調整を、今、しております。

そういった中で、どういう結果になるかは、ちょっと、まだ分かりませんが、そういった意味での指導であったり、防災面、そういったものは、入っておるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) まず、汚濁水、それから、土砂混じりの雨水を、早瀬の水路に放流しない方法を自治会長が指示しておりますが、対策の説明するやつも、まだ、受けていない そうなんです。

そして、今現在、事業者と自治会長なんかとも電話連絡つかない状態になっています。 こういった事態に対して、何らかの方法はないものでしょうか。この地元とのコミュニケーションいうんですか、全く事業者と取れていません。こういった状況になる前に、何とか方策はなかったものか。こういった状況を解決するためにも、町も県に具申したり、いろんな意見を言ったりして、改善させるようにすべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

〔建設課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) その地元と事業者が、連絡が取れていないというところまで、私は、 十分に承知をしておりませんが、先ほど、言いましたように、まず、地元説明会をされて、 現在も継続で協議をされているというふうにはお伺いしております。

また、町も、県のそれぞれの担当部署とも、例えば、現場の状況が変わったりすると、 その都度、連絡を取りながら、改めて指導が必要な場合は、指導をしていただいておりま す。

地元のほうも、県や、それから、こちらの建設課のほうにも、いろいろ情報などをいた

だきながら、その情報も県に入れまして、県のほうからも、直接、業者のほうには指導を しております。

冒頭で申し上げましたように、直接、業者と地元がというところまでは、ちょっと、十分に承知しておりませんので、答弁は、以上にさせていただきたいと思います。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) この早瀬の場合、国道まで土砂流出、崩壊する危険も予測されます。 頻繁に被害を受けるおそれがある里道、それから水路ですね、この所有権は佐用町にある と思うんですが、その点を確認したいと思います。

〔建設課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) お答えいたします。おっしゃるように、里道、水路。赤線、青線ですね、そういったものは、底地の所有者としては、以前は国でしたが、現在は、町の所有になっております。

ただ、昔からの、要するに田んぼへ行く用水路であったり、耕作用の道路というのが現状になっておりますので、実際の管理ですね、例えば、水利組合が、その水路を管理されたり、道路についても、農会が管理をされたり、地域自治体が管理をされたり、そういった現状になっておりますので、所有者が町とはなっておりますが、実際の管理、例えば、それを、どういうふうに変更するのかについては、まず、地元の十分な理解が必要ではないかというふうに考えております。以上です。

〔児玉君 举手〕

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

- 2番(児玉雅善君) 里道、水路、所有権は、佐用町にあることは確認できました。 そうすると、太陽光発電が完成した場合、宅地並みの固定資産税と償却資産税が入ると 思うんですが、この点、確認させてください。
- 副議長(小林裕和君) 児玉議員、今、税の関係ですけど、事前通告がありませんので、質問を変えていただけますか。児玉議員。
- 2番(児玉雅善君) まあ、入ると思うんです。そうした場合、被害が起きた場合、関係者 を、こういった資金を使って、町が救済することはできますか。
- 副議長(小林裕和君) 児玉議員、答弁の、質問が、趣旨が、ちょっと分からないということ なので、もう少し、はっきりと教えてください。
- 2番(児玉雅善君) 太陽光発電が完成した場合、町に固定資産税と償却資産税が入って

きます。そういったのを活用して、被害が起きた場合に、関係者、水田の関係者であるとか、地元の自治会の方とか、そういった面を救済することはできますか。

〔町長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) これは、太陽光だけの問題ではなくって、いろいろな自然災害、そ の災害にもよります。

原因が、例えば、今回、太陽光発電からの原因、そこから土砂が流出した、そういう状況が生まれれば、当然、それに対して、復旧工事とか、そういうことは、その原因者に、町として、行政として求めるということも、当然あります。

ただ、一般的に、自然災害等で、いろんな土砂の流出、山からの流出、山林所有者、個人であっても、そこから流出したり、山が崩れて下の家が壊れても、それを山林所有者なり、その土地の地権者、持っている方が固定資産税払っているからといって、そのことで、個人に、そうした復旧工事をしてくださいというようなことは、多分、それは社会通念上できませんし、町としては、それは、災害復旧とか、そういう観点から全体で、大災害であれば、ああして国の復興特別交付金等もいただいたり、町としての土木工事として行ってまいります。

例えば、太陽光が原因で、末包の太陽光発電所が崩壊して、土砂が流出して、下の道路を埋めて通行できなくなったり、いろいろしました。この点については、その事業者の施工について問題があったということで、施工者の負担で、復旧命令を、復旧をするように、そういうこともやりましたし、だから、そこから固定資産税が入っているから、何かって、それだけで判断するものではありません。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) これは、県の条例にも関係するんですけれども、県の条例でも立入 検査権がないんですよね。そういった場合、町の条例制定する場合にもそうなんですけれ ども、立入調査権いうものは必要じゃないかと思います。

そして、早瀬の場合の話に戻しますけれども、早瀬、元は、あそこのとこ、鹿の防護柵なんかも設置しておられるそうなんですけれども、工事が始まって、約3年間、鹿の防護柵外されたままになっているそうなんです。

そして、かなり被害が起きているそうなので、この防護柵だけでも、先に再設置、業者 にさせることはできないでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 重崎建設課長。

建設課長(重崎勇人君) その防護柵の設置の有無については、私は、承知をしておりませんが、まず、そういった獣害対策が、そういうようにあったんであれば、私たちが説明できるのは、事業者と農会であったり、自治会、そういったところで、十分に調整をしていた

だいて、必要であればしていただくということになろうかと思います。以上です。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番 (児玉雅善君) その事業者とのコミュニケーションが全く取れない状態なので、これを、本当に早く取れるような状態にしないと、いつまでたっても、この前に進まない状態になります。そういった面の指導を、一番、被害を受ける町民に近いのが町行政側では、町なんですから、よく、そこらへん住民の方とも、よくコミュニケーションを町が取っていただいて、県のほうに指導、助言をしていただいて、話が前へ進むようにやっていただきたいと思います。

そして、条例制定の問題に戻りますけれども、先ほど、町長もスキルの問題とか、いろいろおっしゃっていますけれども、兵庫県でも、近隣市町、宍粟市、それからたつの市、赤穂市、それから、町では多可町でも条例を独自に設置しています。

近隣でも、一番きつい条例と言われるのが、和歌山県の条例が一番きついようなんですけれども、私が言いたいのは、長野県ですね。長野県、あそこの、ほとんどの市町村が独自の条例を制定してやっています。人口 5,000 人程度の村でも独自の条例を制定して、その条例というのは、やっぱり、一番手元にあるのは、事前に地元との協議をやって、その協議のまとまったら、協定書を結んで、それを提出しないことには届けを受け付けないようなシステムになっているようなんです。その事前に地元との協議をすることによって、以後のトラブル、これは防げています。そういったものを盛り込むだけでも、条例の制定の価値があると思うんです。

そういった意味からも、再度、町独自の条例の制定が必要だと思います。もう一度、見解をお聞かせください。

〔町長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 全国で、いろいろと、そうした問題が発生をしたりして、それぞれが、いろいろな対策、対応をされてきていると思うんですけれども、その中で、兵庫県においても、県として、県条例というのを、こうして制定をされたところです。

長野県が、どのようにされているのか。県条例があって、しかも各市町が全て、また、独自の条例をつくられているのか。そのあたりが、私は、存じあげておりませんので、もし、県がなくて、それぞれの市町で対応しているのだったら、それは、それで、そういうやり方もあろうかとは思います。

ただ、届出の義務というのは、当然、設定はできるんですけれども、法律的に、そうした事前協議の中で、例えば、法的には、いわゆる迷惑施設と言われるような施設をつくる時でも、地元の自治会とか、どこまでの範囲に決めるか分かりませんけれども、そこでの承諾がないと、そうした受付をしないとか、審査をしないとか、これは、ほかの問題でもできないんですよね。これ。そこまで行政が規制をしてしまうということは、逆に行政として、設置者、事業者からすれば、当然、そういう行政の取扱いということに対しての損害ということが、また、発生をしてくる場合が、当然、生まれます。

逆に、これは行政指導として、地域とのトラブルがないようにしてくださいと。これは、

1つの法的に罰則じゃなくって、指導としての、これはほかの行政のいろんな事業においても、これは行われている。これが行政指導なんですけれども、そういう中で、兵庫県が、これ今、制定をして、先ほどの、今、早瀬での問題についても、そうした建築部分については、建築指導課が入り、宅地造成についても、これ県の指導課が入っているわけです。 林地開発については、光都農林の農林事務所が、当然、関連して指導をしております。

ですから、町が、もし、この問題について、先ほど、申し上げましたように、町条例を制定をするとすれば、やはり町条例の中に含まれる審査内容というのは、今、県がやっているようなことを、全部町がやらなきゃいかんわけです。

それによって、例えば、先ほど、児玉議員が言われた、造成事業、工事を行って、それで 災害が起きたと。だから、そういう、それに対して、損害賠償なり、また、業者に対して の復旧指導ができるかと、それは、やっぱり指導が、きちっとできていないと、それで許 可した以上は、それは、後は、それに則った、条例に則ったものができたということに、 当然、なるわけですから、そこまで、やっぱり技術指導というのは、結構、責任のある、 重みのあるものでないと、また、指導にはなりません。基準にはなりません。条例にはな らないということであります。

そのために、県のそうした条例が、兵庫県においてはあって、確かに、独自に、宍栗市なりたつの市、赤穂。町でも多可町がされているということなので、どういう中身になっているのかは、私も、もういっぺん、多可町、特に町において、研究は、改めて、させていただきますけれども、それが有効に、本当に町が、そこ独自でできる体制があるのか。多可町には建築の専門員なり、そういうものが置いているのかどうか、そういうことも、いっぺん聞いてみますけれども、佐用町においては、それを、今の建設課の体制、また、農林振興課の体制の中で行えということを義務づける、町として、そういうことを条例に基づく届出の技術審査をするということを、今、職員に、それをやりなさいという体制はできない。

できないものを、やれと言っても、それは無理ですし、私が、全部に関わるわけでもできませんので、そういう意味で、県との連携の中で、指導をしていくのが一番適切であるということで、判断をしているところです。

〔児玉君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) 県の条例で、地域における必要な調整とありますけれども、太陽光 発電施設等に係る事業計画の届出が円滑に進むよう、届出前に説明が必要な近隣関係者の 範囲や説明方法に関する助言、県が行う施設基準の適合性の確認、これは県の責務となっ ています。

以外で、設置者と地元自治会等の近隣関係者との間で必要な調整が想定されます。これら住民に最も近い基礎自治体として必要な業務を、条例において市町の責務と位置付けています。

県に意見を申し出ることはできます。そういった意味で、この早瀬の場合におきまして も、どんどん県に意見を申し出ていただいて、早く事態が改善されるように、再度、町の 関係部局の努力をお願いして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

次に、2番目、利神城跡登山道等の整備についてお尋ねします。

利神城跡については、第一期の工事がほぼ完了し、条件付きではありますが三の丸跡まで登れるようになり、全国各地から山城マニアの方などがガイドの案内で登られています。

また、つい最近ではありますが、これまで三の丸跡まででしたけれども、本丸跡まで登れるようになったと言っていました。これは、非常に私たちにとってもうれしいことであります。

1月に産業厚生常任委員会で登り、ガイドの皆さんからご意見などをお伺いしました。 安全と、眺望の確保などの点からお伺いします。

尾根筋の登山道、これは土が流れて大変狭くなっている。危険になっています。これ、 早急に何らかの土のべですね、土のうを積むなり何なりして、これ以上、土が流れないよ うにする対策が必要かと思います。

2番目に樹木が大きくなり、見晴らしが悪くなっています。ある程度の伐採が必要ではないか。

3番目に、途中、休憩のため、座るベンチ等を設置するべきではないか。本当に、急なところがあるんですけれども、途中で、どうしても休まないとしんどい面もあるんですけれども、座るところもない。立ったままで休むしかないいうような状態です。何とか改善する方法はないのか、お伺いします。

そして、ガイドツアーでは、上で弁当を食べることになっています。ただ、上で弁当を食べると言っても座るところがありません。椅子も何もありません。何らかの対策を取る必要があるのではないかと思います。

そして、また、これも大事な問題なんですけれども、トイレが全然ないですね。男性なら、はっきりいって何とかなるんですけれども、女性の場合、そうもいかないので、何らかの方法はできないものかと思います。改善をお願いしたいと思います。

そして、本丸跡や馬場跡など、御殿屋敷など、そして、口長谷にある別所の構跡なども含めて、主要な遺跡に案内の標識を設置するべきではないでしょうか。何らかの対策をお願いしたいと思います。

また、これまでに、昨年から始まったガイドツアーですけども、これまで何回ぐらい開催されて、その参加者数。佐用山城ガイド協会の会員数は、今、何人ぐらいいらっしゃるのか。お伺いしたいと思います。

〔教育長 举手〕

副議長(小林裕和君) 浅野教育長

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長(浅野博之君) それでは、利神城跡登山道等の整備についてお答えいたします。

利神城跡は石垣や法面の崩壊を防ぐため、文化庁から重要文化財等防災施設整備事業の 国庫補助を受けて、令和2年度から令和4年度までの3カ年をかけて応急工事を実施して おりました。

本年度、山城部分の工事が完了したことにより、ガイド同伴という条件付きではありますが、山頂の天守部分まで登っていただけるように整備いたしました。

しかし、この工事はあくまでも史跡の現状を保護するための応急的なものでございますので、今後、一般公開と利活用に向けた整備計画を策定し、国の承認を受けた上で本整備を行っていくこととしております。

そのため、ご提案をいただいている各項目につきましても、整備計画策定の中で総合的 に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

なお、それぞれのご提案については、次のとおり検討していく必要があると考えており

ます。

1点目の尾根筋の登山道については、登山者の安全を確保するため、最適な登山ルートの選定と整備方法を検討していきます。

次に、見晴らしが悪い箇所の樹木の伐採ですが、指定文化財では樹木の伐採や植樹についても制約がありますので、登山ルートの設定と併せて整備計画に盛り込んで検討していきます。

次に、休憩用のベンチを設置してはとのことですが、このことについても、全体の整備 計画策定の中で、設置簡所や景観に配慮したものを考えていきたいと思っております。

次に、トイレの設置についてですが、登山道や山頂での設置は管理上難しいと考えております。将来的には、ふもとの登山口あたりに、史跡案内場に併設することが適当ではないかなというふうに考えております。

次に、案内標識については、史跡と宿場町平福全域で、統一感のあるものを検討してい くのがベストかなというふうに思っております。

最後に、ガイドツアーについてですが、佐用山城ガイド協会は、令和3年2月、利神城 跡の登山限定解除に向けて、町内有志で組織されたもので、利神城跡への登山案内をはじ め、宿場町平福の史跡案内など、幅広く献身的にご活躍いただいております。

現在、会員数は 14 人で、利神城跡への案内には、これまでに 18 回実施し、延べ参加人数は 217 人となっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。

今年が第1次の最終年と聞いています。今年は、御殿屋敷跡中心の整備になるとお聞き しているんですけれども、次の第2次の計画、これの制定、計画ですね、これの計画、い つ頃決まるんでしょうか。それを、まず、お伺いします。

〔教育課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 宇多教育課長。

教育課長(宇多雅弘君) はい、お答えいたします。

第1次、第2次とおっしゃっている意味が、ちょっと、分からないんですけれど、第1次については、この保存計画の計画のことをおっしゃっているんでしょうか。そういうことでしたら、これは、この次の計画として、整備計画、先ほど答弁させていただいた整備計画ということになります。それは、第2次と言えば、第2次になります。

整備計画のほうでは、先ほど、答弁させていただいたような具体の内容を盛り込んだ計画書をつくります。具体的に、この石垣部分はどういうふうに復元するのか。いやいや、復元せずに、この状態をそのまま史跡として保存するのがいいのかどうか。そういうことも含めて、整備計画としてつくり上げます。これについては、令和4年度に、それの準備に入りまして、次年度以降、整備計画の策定委員会というようなものを、この計画書をつくった時もそうですけども、専門家の委員さん方に入っていただいて、委員会をつくって、その中で、検討をしてまいるという予定でございます。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。

令和4年以降ということで、急いでいうても、これ限度があるし、あれなんですけども、なるべく早くやっていただいて、観光客の方も、今でもボツボツは来てはるんですけれども、観光の方、山城ブームに乗って、このファンの方もかなり増えています。そういった人の利便でも考える上でも、整備のほうを急いでいただきたいなと思っています。

また、そういった中には、やっぱり、先ほど申し上げたような施設、ハード面の施設整備のほうもよろしくお願いしたいなと思います。

それから、地元のガイドからお聞きしたところによると、昔の登山道、登城道いうんですか、正面から見るつづら折りの道なんですけれども、例えば、あそこを登るというのではなしに、下から見て、あれが昔の登山道、あったんやなと分かる程度につづら折りが見えるような形で整備もしていただきたいなという意見もございます。そういった面も含めて、検討のほうよろしくお願いします。

そういうことで、平福全体、今回、観光の駐車場も整備されるということで、本当に地 元民の1人として、本当にありがたいと思っています。

平福、佐用町全体の観光の拠点として、大事なとこなので、今後とも、利神城を中心に整備のほうをよろしくお願いしたいと思っています。そういったことで、この件に関しての質問を終わらせていただきます。

副議長(小林裕和君) 児玉議員、しばらくお待ちください。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したい と思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) 異議がありませんので、このまま、一般質問を続行します。 はい、児玉議員。

2番 (児玉雅善君) 最後の質問です。

空き家バンクの状況を問うとして、お伺いします。

空き家バンクについては、増え続ける空き家の有効活用、移住人口の増加に大きな効果があると評価していますが、バンク登録の空き家とセットで1平米以上の農地の売買が可能となった制度で、農地の維持という観点から矛盾する適用があるのではと感じましたので、この点について、お伺いします。

- 1、まず、空き家バンクの登録件数と成立件数は幾らか。
- 2、売買か。あるいは、賃貸か。もしくは、移住されたのか、それともよその地区との2 拠点生活をされているのか。それぞれの件数をお伺いします。
 - 3番目に、空き家と農地セットの場合の登録数と、その成約数は幾らか。

4番、移住者の年代分布はどうなっているのか。昨年、空き家バンクに農地とセットで登録した人から、登録条件として、「現在、稲作で管理してもらっているが、田んぼになにも植えるなと言われた。すぐに売れればいいんですけども、いつ売れるのかわからないの

に、農地が荒れてしまう」と相談がありました。水田で活用している農地を、わざわざ遊休地にするというのは、農地を維持管理する上からも大きな矛盾ではないかと思います。 こういった場合、ケースバイケースで、特例をつくるなど、柔軟な運用ができないものか。 お伺いします。よろしくお願いします。

副議長(小林裕和君) はい、庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、児玉議員、最後のご質問であります空き家バンクの状況 について、お答えをさせていただきます。

まず、空き家バンクの登録件数と成立件数についてでございますが、平成 28 年度の事業 開始からこれまで、99 件の登録と、70 件の成約件数となっております。

次に、売買、賃貸、移住、2拠点生活。それぞれの件数についてでございますが、売買契約は53件で、うち移住が34件、賃貸契約は17件で、うち移住が12件で、2拠点生活ということについては、本町が把握できている中にはありません。

次に、空き家と農地セットの場合の登録数と成約数についてでございますが、空き家と 農地セットの場合の登録数は、41件で、成約数は30件でございます。

次に、移住者の年代分布についてでございますが、空き家バンク利用者のうち、20 代が7.14%、30 代が24.29%、40 代が17.14%、50 代が27.14%、60 代が17.14%、70 代が7.14%というふうな形になっております。

最後に、空き家バンク登録の農地について、柔軟な運用ができないかということでございますが、空き家バンク制度は、空き家になった建物を登録していただいて、移住・定住希望で空き家を利用したい方に、ご利用していただくという制度であります。

空き家の所有者が、空き家を売る場合には、家だけでなく、田や畑なども一緒に処分したいという方が少なくありません。

また、田舎暮らしを希望するかたの多くは、家庭菜園等ができることも期待をされております。

そこで、耕作されていない農地の解消と、佐用町への移住・定住をより一層促進するための柔軟な運用として、農業委員会にお願いをして、平成29年1月から空き家バンク登録物件と併せて売買する農地に限り、農地法第3条に規定する面積要件を、通常30アール以上であるところを、耕作されていない農地については、1平方メートル以上から空き家と併せて売買することができるように緩和をしていただいているところであります。

空き家と併せて農地の売買も希望されている所有者には、「耕作されていない農地であれば1平方メートルから売買できます」ということを、丁寧にご説明をさせていただいております。

説明した上で、所有者はそのことを十分理解をして、バンク登録をしていただいておりますので、農地を空き家バンク登録物件と併せて売買するかどうか、農地に作付けをするかしないかは、所有者の判断に委ねられておりますので、こちらから一方的に「田んぼに何も植えるな」と言うことは一切ございません。

面積が緩和されても、農地の売買は、農地法に基づいた権利移転となり、その目的は、 耕作されていない農地の解消でありますし、この制度、農地法の制度内での規定でありま すことをご理解をいただき、町独自で、現行の法の規定等を遵守しない特例を設けること はできないことを、ご承知いただきますように、お願いいたします。

ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

[児玉君 挙手]

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) この問題を相談を受けて、私、何回か、担当の商工観光課、そして、 農林振興課に何回かご相談にお伺いしました。そしたら、商工観光課のほうでは、その問題で行ったところ、荒れてしまっては困るので、それを管理する上でも、多少の家庭菜園的に、ちょっとネギを植えてみるとか、そういった程度なら、農業委員会のあれの関係もあるけれども、多少はいいんじゃないかというニュアンスの回答をいただいたんですけれども。

そして、農林振興課へ行きますと、いや何かを植えたりすると、それは遊休地ではなくなるので、一切、植えてくれるなという回答でした。

担当部署によって、こういったふうに、ちょっと回答が微妙に変わってきているんですね。

目的は、やっぱり農地の維持、一旦荒れてしまうと、草が生えたり、草木ならいいんですけれども、ちょっと、放っておいたら、木が、雑木が生えていったり、カヤが生えていったり、後始末が非常に困ります。それを、また、農地へ戻そうとすると大変な労力がかかります。

そういった維持管理の面からも、農地の維持いう向きが一緒であれば、多少、融通利かせて、融通言うたらおかしいですね、柔軟な姿勢があってもいいんじゃないかと思うんですけれども、この担当部署で回答が違うというのは、相談を受けた者として、利用者に返事するのにも、非常に困る場合がありますので、そういったところの統一見解というのは、できないでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長(小林裕和君) 真岡商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 空き家バンクの上から、まず、ご説明させていただきますが、 ご説明をさせていただいた、一番の基本は、これは変わることはございません。遊休農地 については、1平米から販売できると。ですから、それについては、空き家バンクの登録 について、ご相談にお見えになった所有者の方には、十分にお話をさせていただいており ます。

で、あくまでも、耕作をしていない農地であるからこそ、空き家バンクに登録して、販売ができるという形で、特別に農業委員会のほうから、農地法に基づいて審議をされて、許可をいただいて、そういう制度をつくっているわけなので、所有者の方には、耕作されていない農地であれば、空き家バンクに登録させていただいて、販売することができますよと。

ですから、当然、それを承知されて所有者の方はどうするかを選ばれると。

だから、選ばれた以上は、この後も勝手に耕作しては駄目ですよという注意は、当然させていただきます。

でも、耕作されている農地であれば、空き家バンクに登録できないという、抜本的に、 このご質問の中でも、ちょっと、若干、相反する部分があるんですが、耕作されていない 農地だからこそ、空き家バンクに登録させていただけるというところでございまして、そ のことは、所有者の方には、十分、説明をさせていただいた上で、空き家バンクのほうに は登録をしていただいているというところでございます。

〔児玉君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) ちょっと、確かに、遊休というからには、耕作してはいけない。耕作していないから遊休なんだという理屈は成り立つんですけれども、かと言って、本当に荒れるのは、もうすぐ荒れてしまいます。それを、また、農地と言わなくても、家庭菜園(聴取不能)でも、改めてつくるとなると、大変な労力が必要となるし、荒れてしまっている状態を見たら、つくる気もなくなると思うんですね。

そういった農地の維持管理からも、何とか救う手立てはないものかと思うんですが、そ の点、検討のほうをよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

副議長(小林裕和君) 松阪農林振興課長。

農林振興課長(松阪鉄矢君) ただ今、いろいろと考えていただけないかということでございますけれども、とりあえず、法律によりまして、どうして、じゃあこの1平米でもいけるのかということになりますと、この法律の中で、要は、耕作の、今現在、耕作の目的に供されていない。それから、今後とも引き続き耕作の目的に供されないという場合に限って、こういう決まりでできるということでございます。

したがいまして、農業委員会としましては、遊休農地に加えまして、例えば、利用権設定がされているもの。それから、農地中間管理機構が入って設定されているもの。それから、作業受託ですね、普通の。作業受託の契約がされている農地。それから、多面的機能等々、中山間もそうですけれども、そういう対象になっている農地。それから、地域が、これから集団的に営農活動に参加している農地につきましては、この、要は、1平米の取引は、1平米という単位での取引はできないということになっております。

特に、前にもご質問がありましたけれども、経営農地が3反にならないと売買はできませんよという話でございます。

ですから、例えば、今現在、私、家、空き家になるんですけれども、2反等の面積について、誰かされているところあれば、そういった方に、農地法に基づく、要は、3反になる形で売買をしていただくという形でお願いしている。これはもう、法律でございますので、そのへんは、十分にご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

副議長(小林裕和君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。

目的は、農地を維持管理するいう意味では一緒なので、何とか、難しいとは思いますけれども、まず、農地の維持と、移住者が増えるように、空き家バンクの登録、また、増えるようにお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長(小林裕和君) 児玉雅善議員の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は 12 時 30 分を予定とします。

午後00時09分 休憩

午後00時26分 再開

副議長(小林裕和君) 休憩を解き、会議を再開します。

[千種君「議長、動議を提出します」と呼ぶ]

副議長(小林裕和君) 千種議員。

4番(千種和英君) ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議(案)を、本日の日程 に追加して議題とされることをお願いします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) ただ今、千種和英議員から、決議案を、日程に追加して議題とする ことの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

ここで、追加日程表等配付のため、しばらく休憩します。

午後00時27分 休憩

午後00時28分 再開

副議長(小林裕和君) それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

千種和英議員から、お手元に配付しましたとおり、決議案が、文書で提出されました。 お諮りします。決議案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とする ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1.発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議(案)

副議長(小林裕和君) それでは、追加日程第1、発議第2号、ロシアによるウクライナ 侵攻を非難する決議(案)を議題とします。

発議第2号に対する提出者の説明を求めます。千種和英議員。

[4番 千種和英君 登壇]

4番(千種和英君) ただ今、上程いただきました、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議(案)について、ご説明を申し上げます。

提出は、本日、令和4年3月15日。

提出者、佐用町議会議員、千種和英。

賛成者、岡本安夫議員、加古原瑞樹議員、廣利一志議員、金谷英志議員、西岡 正議員 でございます。

提出理由につきましては、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるためでございます。

提出文書(案)につきましては、朗読させていただきます。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは、国際社会ひいては 我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容 認できない。

佐用町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍の即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

兵庫県佐用町議会。

以上の内容でございます。ご承認賜りますよう、提案の説明とさせていただきます。

副議長(小林裕和君) 提出者の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

副議長(小林裕和君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。 これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長(小林裕和君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。 これより発議第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 発議第2号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 举手〕

副議長(小林裕和君) 挙手、全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり、可決されま した。

副議長(小林裕和君) これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) ご異議なしと認めますので、これで本日の日程を終了します。 お諮りします。議事の都合により、明日3月16日から21日まで本会議を休会したいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(小林裕和君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。 次の本会議は、3月22日、火曜日、午前9時30分より再開します。 それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後00時32分 散会